

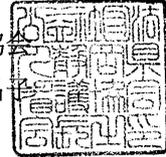
## 設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

資料 A 1	静岡県の看護職高等教育に関する要望書
資料 A 2	養成する人材像と 3 つのポリシー
資料 A 3	カリキュラムマップ及び履修系統図
資料 A 4	浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）の概要
資料 A 5	履修モデル
資料 A 6	学習活動と研究指導の内容とスケジュール概略
資料 A 7	学際的研究能力涵養のためのしかけ図
資料 A 8	学位審査について（案）
資料 A 9	研究の倫理審査に関する規定
資料 A 1 0	既存学部・研究科との関係図
資料 A 1 1	時間割表（案）
資料 A 1 2	評価に関する規定

令和3年2月26日

国立大学法人 浜松医科大学  
学長 今野 弘之 殿

公益社団法人 静岡県看護協会  
会長 渡邊 昌平



### 静岡県の看護職高等教育に関する要望書

諸外国に例をみないスピードで高齢化の進行しているわが国は、地域包括ケアシステムの構築が推進され、厚生労働省の方針の下に、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げることが求められています。また、従来の「病院完結型医療」から「地域完結型医療」へと医療提供体制を大きく転換することが求められており、受け皿となる地域・在宅医療、介護を充実させることは喫緊の課題です。看護職は、高度な医療から保健、在宅、福祉と様々な場で幅広く活躍し、看護職間のみならず多職種間の連携を進めていく役割が今後ますます求められています。また2020年には世界規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、人類はかつてない危機に直面していますが、この渦中で看護職の重要性が社会的に広く認知されることとなりました。既存の多くの課題に取り組みつつも今後も新たに遭遇しうる事態に柔軟に看護職として総力を挙げて対応していくには、全体の資質の向上が必須であります。

静岡県看護協会は、看護職の資質向上と県民の健康で幸福な生活の実現への貢献を目指し活動しております。本会においても病院や施設、在宅領域、行政で働く看護職、行政や関係団体との多職種連携を進めておりますが、教育機関との連携もまた重要であると認識しております。特に看護職全体の力を高めていくには、看護基礎教育の充実はもとよりそれらに携わる看護教育者や看護管理者の能力の向上が重要です。

浜松医科大学におかれましては、大学院医学系研究科に看護学専攻博士後期課程を設置する準備を進めておられると伺っております。高度専門人材としての教育者・研究者となる人が、実践現場と乖離しないよう主体的に教育や研究で得た知見と現場を一体化し還元できること、また国際的な視野を持ってイノベーションを起こすことができることが今後の看護の発展には必要であり、そのような人材を貴学大学院で養成されることを強く要望いたします。

## 養成する人材像と3つのポリシー

## 養成する人材像

本博士後期課程では、異分野と融合して看護学分野での新たな価値の創出に貢献する教育・研究を行い、オピニオンリーダーとして地域、国内外で活躍できる人材を養成する。具体的には、次の4つの特性を備えた人材を養成する。

- ① 自立的に創意工夫して新たな課題を探究し研究活動によって解決できる
- ② 看護学の新たな学問的価値の創出、発展に寄与するエビデンスの構築ができる
- ③ 倫理観と国際的な視野をもち、研究者・教育者・看護管理者・看護政策者としてリーダーシップを発揮できる
- ④ 異分野と連携し、新しい学際的領域を生むイノベーションを起こすことができる

## アドミッション・ポリシー

1. 科学的・論理的思考を備え、看護に関する高度な専門知識や技術を身につけて看護学の発展に寄与する教育者・研究者・看護管理者・看護政策者を目指す人
2. 自立して独創的な研究を行う能力を身につけ、生涯にわたり学問を探究しようとする人
3. 高い倫理観と人間性を備え、看護学の分野で指導的役割を果たす意欲を持つ人
4. 地域への関心のみならず、国際的・学際的視野を持ち、人間の健康と福祉に貢献する意欲を持つ人

## カリキュラム・ポリシー

本博士後期課程では、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。このため、次のように教育課程を編成する。

1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する「看護学研究方法論」を共通必修科目とする。
2. 共通選択科目として、博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し自らの専門性に基づきつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる。
3. 各領域の特講および特別演習では、各自の専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける。
4. 特別研究では、共通科目および領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する。

## ディプロマ・ポリシー

本博士後期課程では、看護学分野での新たな価値の創出に貢献する教育・研究を行う高度専門人材を養成します。

このため、修了時まで以下に力を備えた学生に学位を授与します。

1. 最新の看護学の知識・技能の習得および向上開発を図り学修を継続する能力
2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力
3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力
4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力
5. 教育・研究活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力

養成する  
人材像

- ① 自立的に創意工夫して新たな課題を探究し研究活動によって解決できる
- ② 看護学の新たな学問的価値の創出、発展に寄与するエビデンスの構築ができる
- ③ 倫理観と国際的な視野をもち、研究者・教育者・看護管理者・看護政策者としてリーダーシップを発揮できる
- ④ 異分野と連携し、新しい学際的領域を生むイノベーションを起こすことができる

ディプロマ・  
ポリシー  
(DP)

- 1. 最新の看護学の知識・技能の修得および向上開発を図り学修を継続する能力
- 2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力
- 3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力
- 4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力
- 5. 研究・教育活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力

カリキュラム・ポリシー(CP)

CP1(共通科目)	DP: 3 4
CP2(共通科目)	DP: 3 4
CP3(専門科目)	DP: 1 2 3
CP4(特別研究)	DP: 2 3 5

- 1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する「看護学研究方法論」を共通必修科目とする。
- 2. 共通選択科目として、博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し自らの専門性に基づきつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる。
- 3. 各領域の特講および特別演習では、各自の専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける。
- 4. 特別研究では、共通科目および領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する。

アドミッション・ポリシー  
(AP)

AP1	DP: 1 2 5
AP2	DP: 1 3
AP3	DP: 2 3 5
AP4	DP: 2 4 5

- 1. 科学的・論理的思考を備え、看護に関する高度な専門知識や技術を身につけて看護学の発展に寄与する教育者・研究者・看護管理者・看護政策者を目指す人
- 2. 自立して独創的な研究を行う能力を身につけ、生涯にわたり学問を探究しようとする人
- 3. 高い倫理観と人間性を備え、看護学の分野で指導的役割を果たす意欲を持つ人
- 4. 地域への関心のみならず、国際的・学際的視野を持ち、人間の健康と福祉に貢献する意欲を持つ人

## 博士後期課程 カリキュラムマップ

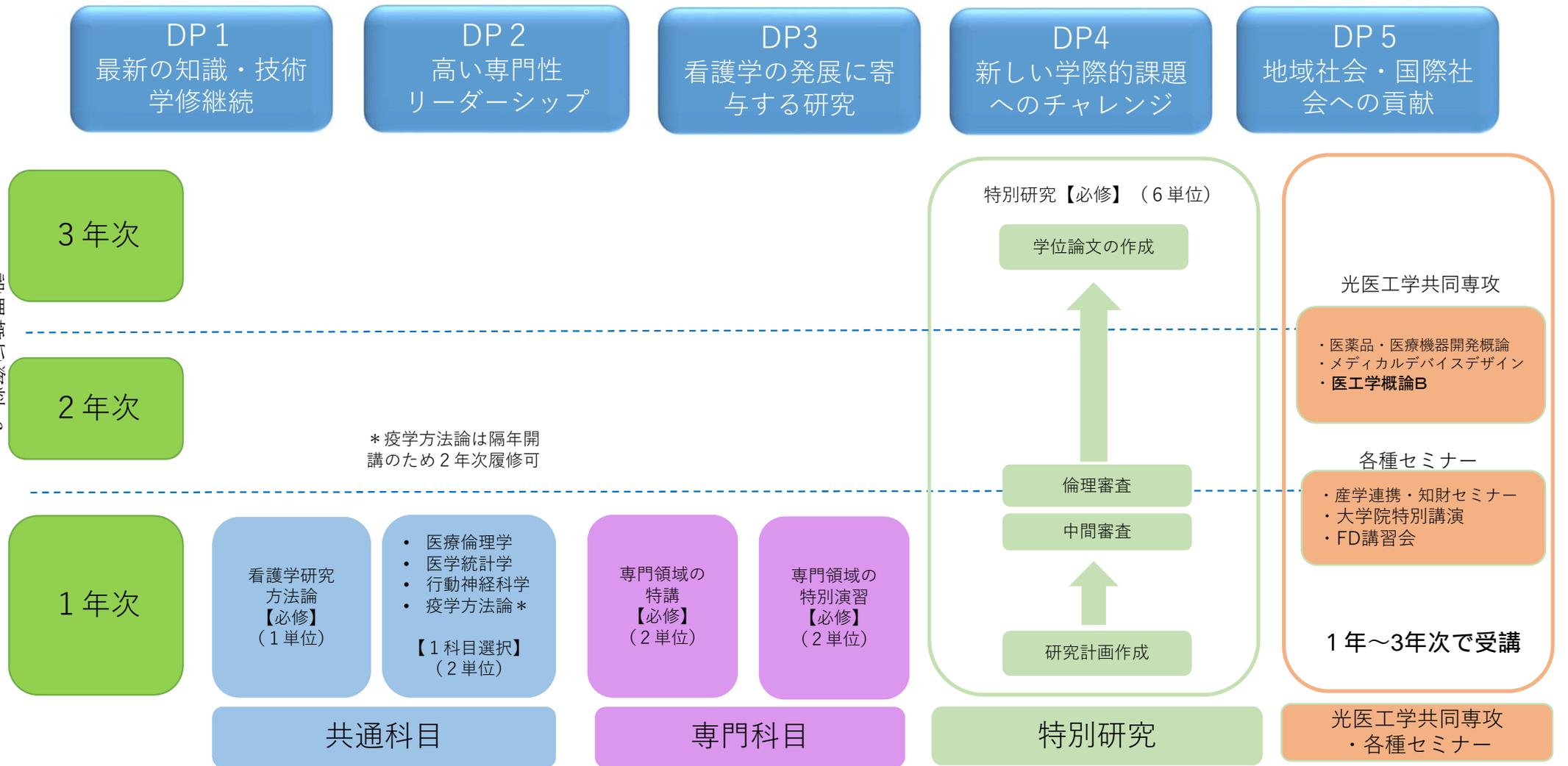
養成する人材像		1. 自立的に創意工夫して新たな課題を探究し研究活動によって解決できる 2. 看護学の新たな学問的価値の創出、発展に寄与するエビデンスの構築ができる 3. 倫理観と国際的な視野をもち、研究者・教育者・看護管理者・看護政策者としてリーダーシップを発揮できる 4. 異分野と連携し、新しい学際的領域を生むイノベーションを起こすことができる								
ディプロマ・ポリシー		DP 1. 最新の看護学の知識・技能の修得および向上開発を図り学修を継続する能力 DP 2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力 DP 3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力 DP 4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力 DP 5. 研究・教育活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力								
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	対応するカリキュラム・ポリシー	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	
共通科目	看護学研究方法論	1通	必修 1単位	CP1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する	○	○	◎	◎	○	
	医療倫理学	1通	選択 1科目	CP2. 博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し、自らの専門性に基づきつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる	○	○	◎	○	◎	
	医学統計学		2単位		○	○	◎	◎	○	
	行動神経科学		以上		○	○	◎	◎	○	
疫学方法論	1・2通	○	○		◎	◎	○			
専門科目	各専門領域特講	1通	必修 各1科目	CP3. 専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける	◎	◎	○	○	○	
	各専門領域特別演習	1通	2単位		◎	○	◎	○	○	
	特別研究	1～3通	必修 6単位	CP4. 共通科目および専門領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する	○	◎	◎	○	◎	

◎：科目の内容がDPによく当てはまる ○：科目の内容がDPに当てはまる

# 看護学専攻（博士後期課程）履修系統図

資料A3

設置趣旨資料-6





# 浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）の概要

資料A4

## 期待される効果

- 看護学の発展
- 地域社会への貢献
- 新たな価値の創出
- 看護教育者・看護管理者等の質の向上
- 行政での看護政策への貢献

## 人 養成する 材

- 自立的に創意工夫して新たな課題を探究し研究活動によって解決できる人材
- 看護学の新たな学問的価値の創出、発展に寄与するエビデンスの構築ができる人材
- 倫理観と国際的な視野をもち、研究者・教育者・看護管理者・看護政策者としてリーダーシップを発揮できる人材
- 異分野と連携し、新しい学際的領域を生むイノベーションを起こすことができる人材



学位  
博士(看護学)

## 学位論文

- 最新の看護学の知識・専門性
- 論文の新規性・独創性

異分野連携



医学

工学

情報学

共通科目

- 看護学研究方法論
- 医学専攻共通科目 (倫理・統計など)

専門科目

- 専門領域の特講
- 専門領域の特別演習

(倫理審査)

中間審査

研究計画の作成

特別研究

社会の要請に応え、浜松医科大学の強み・特色を生かした高度専門人材の育成

博士後期課程看護学専攻

設置趣旨資料1-7

## 履 修 モ デ ル

## 〔履修例 1〕

研究領域 : 成人看護学

履修科目	: 共通科目	看護学研究方法論	1 単位 (1 年次に履修)
		医学統計学	2 単位 (1 年次に履修)
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位 (1 年次に履修)
		成人看護学特別演習	2 単位 (1 年次に履修)
		特別研究	6 単位 (1 ~ 3 年次に履修)

計 13 単位

## 〔履修例 2〕 (長期 6 年履修)

研究領域 : 成人看護学

履修科目	: 共通科目	看護学研究方法論	1 単位 (1 年次に履修)
		行動神経科学	2 単位 (2 年次に履修)
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位 (2 年次に履修)
		成人看護学特別演習	2 単位 (2 年次に履修)
		特別研究	6 単位 (3 ~ 6 年次に履修)

計 13 単位

## 資料 A 6

## 看護学専攻（博士後期課程）学習活動と研究指導の内容とスケジュール概略

## 1) 3年履修の場合

時 期	内 容	備考	
1 年 次	4 月	○入学式・ガイダンス ○履修計画・研究計画の提出 ○前期開始 (共通科目、専門科目、特別研究の履修)	
	10 月	○後期開始	
	1 月	○中間審査委員会	
	3 月	○倫理審査委員会	

時 期	内 容	備考	
2 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	学会発表

時 期	内 容	備考	
3 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	
	1 月	○学位授与の申請（学位論文等）	
	1 月～2 月	○学位審査委員会	
	3 月	○学位記授与式	

2) 6年履修（長期履修）の場合

時 期	内 容	備考	
1 年 次	4 月	○入学式・ガイダンス ○履修計画・研究計画の提出 ○前期開始（共通科目の履修）	
	10 月	○後期開始（共通科目の履修）	

時 期	内 容	備考	
2 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始 （共通科目及び専門科目の履修）	
	10 月	○後期開始 （共通科目及び専門科目の履修）	

時 期	内 容	備考	
3 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	
	1 月	○中間審査委員会	
	3 月	○倫理審査委員会	

時 期	内 容	備考	
4 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	

時 期		内 容	備 考
5 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	学会発表
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	

時 期		内 容	備 考
6 年 次	4 月	○研究計画の提出 ○前期開始（特別研究の履修）	
	10 月	○後期開始（特別研究の履修）	
	1 月	○学位授与の申請（学位論文等）	
	1 月～2 月	○学位審査委員会	
	3 月	○学位記授与式	

# 学際的研究能力涵養のための 指導・学修機会の提供

資料A7

例

新しい健康管理デバイスを用いた患者への介入研究をテーマとする学生

例

特定の看護場面における看護師と患者家族との相互作用を明らかにする質的研究をテーマとする学生

必修科目  
看護学研究方法論の履修  
(工学・情報学の教員による授業)

共通選択科目  
1科目以上履修  
・行動神経科学 ・医学統計学  
・疫学方法論 ・医療倫理学

当該分野（工学・情報学等）の研究室の見学、定期的な情報交換への参加

浜松医科大学大学院 光医工学共同専攻で開講している授業の受講（「メディカルデバイスデザイン」「医薬品・医用機器開発概論」等）

用いる質的研究の分析方法や関連した学問分野（哲学・社会学等）の学内外のセミナー等への参加

主指導教員が当該分野の研究者と共同研究体制を整備  
学生の学際的研究をサポート

産学官連携のプロジェクトによるセミナー、研究発表会やワークショップ等への継続参加

用いる分析方法に精通した副指導教員との研究指導体制の構築

## 学位審査について（案）

## 1. 学位論文提出者の要件（必要単位数等）

標準修業年限の3年以上在籍し、修了要件の13単位以上の単位を修得した者、又は3月31日までに期間・単位ともに満たす予定の者が提出できる。

## 2. 学位論文の要件

(1) 以下の要件を満たす査読有の学術誌に原則として原著論文として受理されていること。(掲載可とされた論文を含む)。学位論文提出者が筆頭著者であること。

①英文誌の場合、インパクトファクターが付いている雑誌

②和文誌の場合、日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌

(2) 英語論文を必須とはしないが、英語論文であることが望ましい。

(3) 副論文は必須としない。

## 3. 学位論文の提出及び学位授与の時期

課程修了により博士論文を提出する者の提出時期は12月下旬とし、学位の授与は3月とする。必ず主指導教員の了承を得て、学長に提出する。

## 4. 博士の学位授与に係る審査は、次に掲げる手順により行う。

## (1) 中間審査

①中間審査申請・看護学専攻教授会での中間審査委員会設置の承認

②中間審査

③教授会の議決

## (2) 学位審査

①学位授与申請・看護学専攻教授会での学位審査委員会設置の承認

②学位論文審査及び最終試験

③教授会の議決

## 5. 中間審査時に提出する書類

(1) 中間審査申請書

(2) 研究計画書

(3) 必要に応じ参考資料

## 6. 中間審査委員会

(1) 学長は、中間審査申請を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。

(2) 看護学専攻教授会は、申請者ごとに中間審査委員会を設置する。

(3) 中間審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の

大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

- (4) 中間審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
- (5) 中間審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
- (6) 中間審査委員会は、研究計画書の審査を行い、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

#### 7. 中間審査の手順

- (1) 中間審査委員会は、中間審査にあたり、研究計画発表会を行うものとする。
- (2) 中間審査委員会は、発表された研究計画についての審査を行う。
- (3) 中間審査委員会は、「中間審査結果の要旨」に、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
- (4) 看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

#### 8. 中間審査基準

中間審査において、客観性および厳格性を確保するため、中間審査基準は次のとおりとする。

- (1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
- (2) 研究方法が目的の達成にとって的確であり、実施可能なものであること。
- (3) 研究の実施によって得られる成果が、新規性、独創性若しくは有用性を含み、博士学位を授与するにふさわしい学術的意義又は社会的意義を持つと見込まれるものであること。

#### 9. 学位論文の審査時に提出する書類

課程修了により博士論文を提出できる者が審査時に提出する書類等は次のとおりである。

- (1) 学位論文本審査申請書
- (2) 学位論文（英文又は和文）
- (3) 学位論文要旨（英文800語程度又は和文2000字程度）
- (4) 既発表の論文目録

#### 10. 学位審査委員会

- (1) 学長は、学位論文を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。
- (2) 看護学専攻教授会は、論文申請者ごとに学位審査委員会を設置する。
- (3) 学位審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

- (4) 学位審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
- (5) 学位審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
- (6) 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

#### 1 1. 学位審査の手順

- (1) 学位審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
- (2) 最終試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行う。
- (3) 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、「学位論文内容の要旨」「審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨」に、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
- (4) 看護学専攻教授会は、学位審査委員会の報告に基づき、学位授与の可否を決議する。
- (5) 学長は、学位授与決定者に学位記を交付する。
- (6) 学位授与者は学位簿に登録され、文部科学大臣に報告される。
- (7) 学位論文内容の要旨及び審査結果の要旨は、学位を授与した日から1年以内に公表するものとする。
- (8) 博士の学位を授与された者は、原則授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に印刷公表したときは、この限りでない。

#### 1 2. 学位論文審査基準

学位論文審査において客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査基準は次のとおりとする。

- (1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
- (2) 研究方法が目的の達成にとって的確であること。
- (3) 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
- (4) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
- (5) 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、又は社会的意義が見出されること。

## 研究の倫理審査に関する規定

- ・ 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程
- ・ 国立大学法人浜松医科大学における研究者等の行動規範
- ・ 国立大学法人浜松医科大学競争的資金等の使用・運営・管理に関する規則
- ・ 浜松医科大学臨床研究倫理委員会規程
- ・ 浜松医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施規程
- ・ 浜松医科大学組換えDNA実験安全管理規程
- ・ 国立大学法人浜松医科大学動物実験規程

# ○国立大学法人浜松医科大学研究公正規程

(平成 26 年 3 月 13 日規程第 21 号)

改正 平成 27 年 1 月 8 日規程第 1 号 平成 27 年 2 月 12 日規程第 30 号  
平成 28 年 3 月 14 日規程第 40 号 平成 30 年 11 月 8 日規程第 48 号  
令和元年 11 月 21 日規程第 74 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 研究公正体制等(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育・研修等(第 9 条)
- 第 4 章 不正行為の申立て及び調査(第 10 条—第 26 条)
- 第 5 章 雑則(第 27 条—第 29 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)において研究活動を行っている者の研究活動の不正行為への対応については、「国立大学法人浜松医科大学における研究者の行動規範」(平成 27 年 2 月 12 日制定)及びその他関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規程において「研究者等」とは、本法人の役員、職員、学生及び本法人の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

2 この規程において対象とする「研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)」とは、研究者等又は研究者等であった者が在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る以下の行為。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。